

# 介護保険利用確認書及び特定施設入居者生活介護等利用契約書（介護予防含む）

（特定施設入居者生活介護）  
（介護予防特定施設入居者生活介護）

## ◎地震等が発生し被害が生じた場合について

- ・入居者皆様の安全確保を優先して対応させていただきます。
- ・発生時は少人数の職員対応になる可能性が高いと思われます。
- ・当施設ホームページで被害状況を開示していきますが、時間を要することがあります。
- ・発生直後は混乱していると思いますので、電話等によるお問い合わせは控えていただきますようお願いいたします。職員の確保や落ち着きを取り戻した場合には、予め登録された携帯電話又はメールへご報告させていただきます。
- ・緊急を要する場合には、速やかにご連絡させていただきます。

サンリッチ伊東  
「介護付有料老人ホーム」

（ 号室 様 ）

利用者からの苦情に対応する主な窓口等は下記のとおり（月～金）

名称	連絡先	受付時間（月曜日～金曜日）
静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590	9時～17時
伊東市役所 高齢者福祉課	0557-32-1563	8時30分～17時00分
(公社)全国有料老人ホーム協会	03-3548-1077	10時～16時
苦情解決第三者委員 石井勇	0557-51-2278	9時～16時
当施設の虐待受付担当者西野友和	0557-35-3022	8時30分～17時00分

特定施設入居者生活介護等利用契約に基づき、次の事項を確認します。

本書面は、市町村による要支援認定又は要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成するものです。

### 1. 本確認書の当事者の確認

・利用者名： \_\_\_\_\_

（介護保険被保険者番号： \_\_\_\_\_）

・事業者名：株式会社 伊豆の里

・特定施設入居者生活介護事業所名：有料老人ホームサンリッチ伊東  
（静岡県、事業所番号 2270400563）

・介護予防特定施設入居者生活介護事業所名：有料老人ホームサンリッチ伊東  
（静岡県、事業所番号 2270400563）

### 2. 市町村による要介護認定等の決定・更新内容

・介護保険制度による要介護認定等の（決定・更新）は次の内容でした。

（1）要介護認定等の（決定・更新）された日： H . R          年          月          日

（2）上記の要介護認定等の内容（該当するものを○で示します）

（要支援 1      要支援 2      要介護 1      要介護 2      要介護 3      要介護 4      要介護 5）

（3）上記の要介護認定等の有効期間：

H . R          年          月          日～令和          年          月          日

（4）上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見

（5）その他の重要な事項

・利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、入居者、家族との協議とその合意に基づき決定される「特定施設等サービス計画」によるものとします。

・当該サービス計画の作成・変更や内容の説明等については、利用者の希望に応じていつでも対応いたします。

### 3. 利用者が締結する利用契約の種別（該当するものを○印で示します。）

（      1. 介護予防特定施設入居者生活介護          2. 特定施設入居者生活介護          ）

4.利用者の介護サービスに関する利用料の内容等の目安

(1)当ホームにおける介護費(31日分)について

令和 8 年 4 月 1 日

1割負担の場合

要介護認定等の結果	1日の基本単位	介護費の目安(31日分)(単位)	サービス提供体制強化加算額(31日分) ↓1日の単位 22 単位	小計(単位)	介護職員等処遇改善加算額 12.8 % (単位)	生産性向上Ⅱ 10 (単位)	特定施設協力医療機関連携 100 (単位)	合計(単位)	地域区分 その他 10 (円)	法定代理受領の目安(31日分1割負担の場合) (円)	利用者負担の目安(31日分1割負担の場合) (円)
要支援1	183	5,673	682	6,355	814	10	100	7,279	10.00	65,511	7,279
要支援2	313	9,703	682	10,385	1,330	10	100	11,825	10.00	106,425	11,825
要介護1	542	16,802	682	17,484	2,238	10	100	19,832	10.00	178,488	19,832
要介護2	609	18,879	682	19,561	2,504	10	100	22,175	10.00	199,575	22,175
要介護3	679	21,049	682	21,731	2,782	10	100	24,623	10.00	221,607	24,623
要介護4	744	23,064	682	23,746	3,040	10	100	26,896	10.00	242,064	26,896
要介護5	813	25,203	682	25,885	3,314	10	100	29,309	10.00	263,781	29,309

(2)入居者の介護サービス利用についての負担額(31日利用の場合の目安)

単位:(円)

		法定代理受領の場合	償還払いの場合	備考
介護保険給付対象サービス分	利用者負担額 1割負担額の場合 (A)	7,279 円 ～ 29,309 円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・31日分の目安です。</li> <li>・利用日数により変わります。</li> <li>・消費税は非課税になります。</li> </ul>
	法定代理受領の場合 (9割相当の場合) (B)	65,511 円 ～ 263,781 円		

(C)基準を上回る部分の考え方は、後述に説明します。

(D)介護保険給付対象外サービス費用				
介護サービスの提供は別添の介護サービス一覧表に基づいて介護保険給付で賄います。ただし、サービスの給付範囲や保険給付外の実費支払いについては、重要事項説明書の利用料金欄に記載のほか、別添の「おむつ代等一覧表」などによります。		実費 (C)	実費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の利用に応じて変わります。</li> <li>・消費税は非課税になります。</li> </ul>
合計(当ホームへの支払料金の目安)		(A)+(B)+(C)		

ア. 当ホームにおける介護保険給付対象外サービスの費用については、別に定める「介護サービス等の一覧表」「おむつ代等一覧表」「各種費用の明細表」などによります。

イ. 当ホームの介護費は、1単位＝10円（その他）です。

ウ. 上記表には介護職員処遇改善給付加算、介護職員等特定処遇改善給付加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、サービス提供体制強化加算が含まれています。

エ. 上記表の利用者負担額は1割、2割、3割の負担割合になりますが、各個人の所得状況により負担割合が決められています。

(3) 「基準を上回る部分」の考え方

ア. 当施設での標準的入浴回数は週に3回となっておりますが、身体状況(汗も、汚れなど)や医師の指示がある場合には、この回数を超えて入浴することが可能です。この場合の費用は介護保険給付で賄います。

イ. 当施設での標準的洗濯回数は週に2回となっておりますが、汚れ物が著しく多く出た場合で着替えがない場合に限り、この回数を超えて洗濯をいたします。この場合の費用は介護保険給付で賄います。

ウ. 当施設での標準的居室清掃回数は週に1回となっておりますが、著しく汚れた場合に限り、この回数を超えて居室清掃をいたします。この費用は介護保険給付で賄います。

エ. 保険制度における人員配置が手厚い場合とは、要介護者等の数が2.5又はその端数を増すごとに1人以上の直接処遇員(看護・介護職員)が配置されていることとされています。当施設では、この手厚い人員配置(2.5:1以上)にそってサービス提供をしておりますが、この費用は介護保険給付で賄います。

オ. 介護保険給付以外のサービスには消費税が課税されます。

(4) 利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月の10日前後に明細をそえてご請求します。尚、支払い方法は管理費や食費などに準じるものとします。

5. 同意事項 (○印を)

「介護保険による介護費」の支払方法について (どちらかを選択してください)

ア. 「法定代理受領」を選択し、  
事業者に対し1割又は2割又は3割の負担のみを支払う。( )

イ. 「償還払い」を選択し、  
事業者に対し10割全額を支払い、市区町村への請求を行う。( )

6. その他の確認事項 (○印を)

入居者が希望すれば、当施設の特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

ア. 施設の特定施設入居者生活介護サービスを利用する。( )

イ. 訪問介護等の介護サービスを利用する。この場合、当施設の介護サービス提供費用については、自費になります。

( )

7. 介護支援専門員 (介護サービス計画作成担当者)

入居者の「特定施設入居者および介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画」を作成する者は、山口美菜子を予定しています。

8. 加算給付について

ア. 介護職員等の処遇改善の加算 (R6.6.1より一本化)

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率(12.8%)を乗じる体制加算です。

イ. サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（介護福祉士の人数など）として、1日あたり（22単位×10円）が加算されます。

ウ. 特定施設協力医療機関連携加算（当施設ではR6.7.1より開始）

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、1か月あたり（100単位×10円）が加算されます。（現病歴等の情報共有を行う会議等を定期的に開催する事を評価）

エ. 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

見守り機器等のテクノロジーの導入として、1か月あたり（10単位×10.14円）が加算されます。

上記すべての内容について、説明を受け、同意いたしました。

令和      年      月      日

入居者名 \_\_\_\_\_

立会人（代理人） \_\_\_\_\_

（入居者との関係： \_\_\_\_\_）

上記の内容について、説明を行い、ご本人等の同意について確認しました。

事業者：株式会社 伊豆の里  
有料老人ホーム サンリッチ伊東

説明者： \_\_\_\_\_

# 添付資料一覧表

サンリッチ伊東

ページ	項目
7	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表
8	おむつ代等一覧表
9	各種費用の明細表
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
11-16	特定施設入居者生活介護等運営規程

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス（利用者一部負担※1）		個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考	
			包含※2	都度※2	料金※3		
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり			
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり			
おむつ代			なし	あり	○		1枚 63円～98円
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	○	2,200	1回の金額、ただし週3回までは保険で
特浴介助	なし	あり	なし	あり	○	2,200	1回の金額、ただし週3回までは保険で
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり			
機能訓練	なし	あり	なし	あり			
通院介助	なし	あり	なし	あり			周辺医療機関（自立者は費用負担あり）
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり	○	1,100	1回の金額、ただし週1回までは保険で
リネン交換	なし	あり	なし	あり	○	1,100	1回の金額、ただし週1回までは保険で
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	○	660	1回の金額、ただし週2回までは保険で
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり			
入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり	○		実費負担
おやつ			なし	あり	○		実費負担
理美容師による理美容サービス			なし	あり	○		実費負担
買い物代行	なし	あり	なし	あり	○	550	週1回までは介護保険で(周辺地域)
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり			管理費にて対応
金銭・貯金管理			なし	あり	○	1,100	1か月あたり
健康管理サービス							
定期健康診断			なし	あり			年2回、管理費にて対応
健康相談	なし	あり	なし	あり			
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり			管理費にて対応
服薬支援	なし	あり	なし	あり			
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり			
入退院時・入院中のサービス							
移送サービス	なし	あり	なし	あり			協力医療機関及び周辺医療機関(管理費)
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり			協力医療機関及び周辺医療機関(管理費)
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり			協力医療機関及び周辺医療機関(管理費)
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり			協力医療機関及び周辺医療機関(管理費)

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わります。（1割又は2割又は3割の利用者負担）。※2：都度払いの場合、可能な限り1回あたりの金額など、単位を明確に記入するようにしています。

※3：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入しています。

# おむつ代等一覧表

令和8年4月1日現在  
サンリッチ伊東

下記表の金額は納入価の変動により変わることがありますのでご了承下さい。

(税込)

品名	サイズ	1枚あたりの単価	1袋の枚数	金額
Gライフリー薄型快適パンツレギュラー	M	58.50	30	1,755
Gライフリー薄型快適パンツレギュラー	L	64.11	28	1,795
Gライフリー快適さらさらカバータイプ	S~M	79.55	22	1,750
Gライフリー快適さらさらカバータイプ	L	97.18	22	2,138
Gライフリーかんたん装着パッド	レギュラー	25.11	54	1,356
Gライフリーかんたん装着パッド	夜用スーパー	50.33	30	1,510
Gライフリーかんたん装着パッド	夜用ウルトラ	69.50	20	1,390
Gライフリーー晩SkinCondition	ウルトラ	70.48	42	2,960
Gライフリーー晩SkinCondition	エクストラ	88.61	36	3,190
GLFおしり洗浄液エッセンス	280ml	1660.00	1	1,660
Gライフリーおしり洗浄用シャワーボトル		136.00	1	136
Gライフリー超やわらか吸水タオル		8.50	40	340
サルバ吸水パッド	50cc	26.43	14	370
サルバ吸水パッド	100cc	49.00	14	686
Ciトイレに流せるお尻ふき		4.40	50	220

使い捨て手袋	S/M/L	4.60	100	460
--------	-------	------	-----	-----

※上記介護用品などを入居者の方が他から直接購入していただいても結構です。

☆ 各種費用の明細表 ☆

介護保険給付で行えるサービスは、保険給付を優先します。 サンリッチ伊東

サービス内容	回数	税込金額(円)		備考
		変更前	変更後	
食事介助	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
排泄介助・おむつ交換	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
おむつ(紙おむつ、紙パンツ、手袋)	必要に応じて	実費	実費	
入浴(一般浴)介助・清拭	1回につき	2,160	2,200	介護保険給付は週3回まで
特浴介助	1回につき	2,160	2,200	介護保険給付は週3回まで
身辺介助(移動・着替え等)	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
機能訓練	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
通院介助(市内医療機関)	必要に応じて	1,080	1,100	要介護者は介護保険給付で
通院介助(市外医療機関)	1時間あたり	1,080	1,100	
居室清掃	1回につき	1,080	1,100	介護保険給付は週1回まで
リネン交換	1回につき	1,080	1,100	介護保険給付は週1回まで
日常の洗濯(自室の洗濯機使用)	1回につき	540	550	介護保険給付は週2回まで
(施設の洗濯機使用)		648	660	
居室への食事のルームサービス(配膳・下膳)	1回につき	216	220	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	利用した都度	実費	実費	
理美容師サービス	利用した都度	実費	実費	
買物送迎(市内定期便)	利用した都度	0	0	管理費で賄う
買い物代行(市内に限定)	利用した都度	540	550	介護保険給付は週1回まで
同行サービス(市内に限定)	1時間につき	1,080	1,100	介護保険給付は週1回まで
役所手続等代行(診察券入れ・郵便投函)	利用した都度	0	0	管理費で賄う
金銭・貯金管理	1か月につき	1,080	1,100	
定期健康診断(検査項目限定)	年2回	0	0	管理費で賄う
健康相談	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
生活指導・栄養指導	必要に応じて	0	0	管理費で賄う
服薬支援	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	必要に応じて	0	0	要介護者は介護保険給付で
入退院時の移送サービス	必要に応じて	0	0	管理費で賄う
入退院時の同行(市内医療機関)	必要に応じて	0	0	管理費で賄う
入退院時の同行(市外医療機関)	1時間につき	1,080	1,100	
入院中の洗濯物交換・買い物	必要に応じて	0	0	管理費で賄う
入院中の見舞い訪問	必要に応じて	0	0	管理費で賄う
治療食の費用	必要に応じて	52	53	1食の加算額(10%税込み)
体験入居(自立)食事別途	1泊につき	4,628	4,714	中学生以上のゲストルーム滞在含む
体験入居(要支援・介護)食事別途	1泊につき	7,200	7,334	ショートステイ含む
ゲストルーム滞在(小学生)食事別途	1泊につき	3,085	3,142	
食事代(体験入居、ショート含む)：朝524円(8%)・昼637円(8%)・夕765円(10%)。ただし、家族等の来訪者は、すべて10%になり、朝534円・昼649円・夕765円。おやつ代は8%で1,544円				
コピー代1枚10円、カラーコピー代1枚30円(両面は2枚と計算)、FAX代1枚20円				
コインランドリー ⇒ 洗濯機1回200円、乾燥機30分100円 ・ふとんの貸出 ⇒ 1泊1組につき550円				
駐車場代 5,235/月、加湿器貸出料 1,039/月				
コーヒー、紅茶 各100円/1杯(喫茶コーナー)			※この表の金額は将来変更になります。	

※この表の金額や内容は、状況により変更になることがありますので、ご了承ください。(R.1.10.1より)

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	サンリッチ伊東
サービスの種類	指定介護保険特定施設および指定介護保険介護予防特定施設

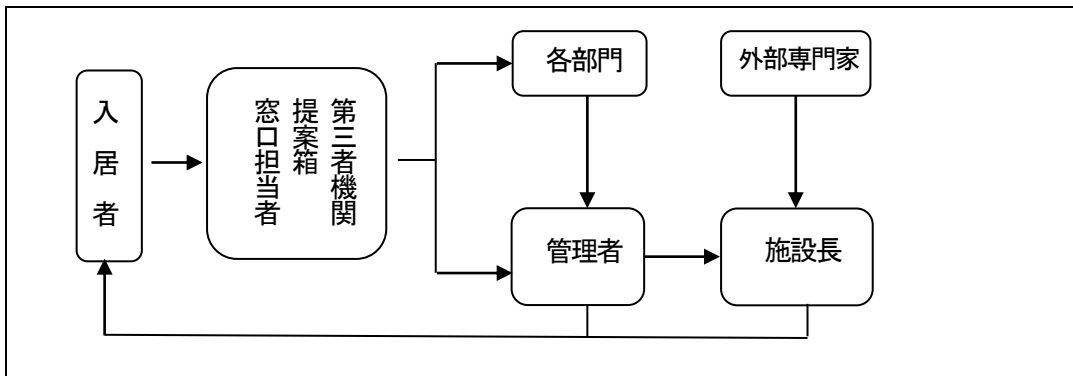
### 措 置 の 概 要

#### 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者

- 苦情受付担当者    山口 朋子
- 苦情解決責任者   黒柳 達也
- 連絡先                0557-35-3022

#### 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- 常時フロントにて受付します。
- 苦情は口頭又は書面、郵送（ファクシミリによる場合を含む）により苦情受付担当者が随時受付します。



- **事実関係の確認**  
受け付けた苦情については、苦情内容の事実関係について、申立人その他の関係者から事情を聴取し、資料の提出を求める等により確認するものとします。
- **検討**  
事実関係の確認を行なった苦情については、管理者・代表者を交えて検討し、解決を図るものとし、苦情内容によっては第三者を入れるものとします。
- **苦情処理の基準**  
無差別平等・公正な処理・事実の確認・懇切迅速・秘密保持・応答性・差別を配慮し、実施します。

#### 3 その他参考事項

- **第三者機関**  
 静岡県国民健康保険団体連合会苦情受付窓口    054-253-5590  
 伊東市苦情申立窓口（高齢者福祉課）        0557-32-1563  
 公益社団法人全国有料老人ホーム協会        03-3548-1077
- **苦情解決第三者委員**  
 石井 勇    0557-51-2278
- 苦情を申し出た事による不当な差別は行いません。

# サンリッチ伊東特定施設入居者生活介護等運営規程

## 第1条（本規程の目的）

介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設等」という)の運営に当たって、特定施設入居者生活介護利用契約書(以下「利用契約書」という)第3条の規定により、指定特定施設等の事業の運営について重要な事項を定めるものであり、株式会社伊豆の里（以下「事業者」という。）がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

## 第2条（運営の方針）

サンリッチ伊東（以下「施設」という。）の理念は「諸規則の範囲において、必要なときに必要なサービス提供を心がけていく」こととします。

2 指定特定施設等は、利用者(指定特定施設等の利用契約者をいう。)に対し、利用契約書第4条ならびに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供します。

3 施設が提供する指定特定施設等のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知等の内容に沿ったものとします。

4 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。

5 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下「特定施設等サービス計画」という。)を作成し、利用者の同意のもとに実行します。

6 利用者及びその家族の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し予め利用者及びその家族の同意を得て取り扱うものとし、個人情報の保護に関する法律の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

## 第3条（従業者の職種、員数及び職務内容）

指定特定施設等の提供に当たる従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

### （1）管理者 1人

管理者は、施設の運営を総合的に調整し、利用者本位のサービス提供が行われるよう施設の業務を統括する。又、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとします。

### （2）生活相談員 1人以上

利用者又はその家族からの日常生活全般にわたる相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとします。なお、員数は常勤換算方法で、利用者の数が

100又はその端数を増すごとに1人以上とします。

(3) 看護職員（看護師又は准看護師） 2人以上

看護職員は、利用者の日常的な健康管理を行い、緊急を要する場合には主治医又は協力医療機関へ連絡し、適切な対応を図るものとします。

なお、員数は、利用者の数が30人を超えない場合には、常勤換算方法で、1人以上とします。利用者の数が30人を超える場合には、常勤換算方法で、先程の1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上とします。

(4) 介護職員 14人以上

介護職員は、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話をを行うものとします。

なお、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、指定特定施設等の要介護と要支援2の利用者数に、要支援1及び要支援2の利用者1人を0.3人と換算して合計した総利用者数の数が3又はその端数を増すごとに1人以上とします。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能維持訓練を担当します。

(6) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1人以上

介護支援専門員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設等サービス計画を作成するものとします。なお、員数は、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準とします。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人

利用者の献立、食事指導などを担当するものとします。

(8) 事務員 必要数

必要な事務を行うものとします。

(9) 調理員 必要数

管理栄養士又は栄養士の指示に基づき、利用者の食事を調理するものとします。

(10) 清掃員 必要数

施設の清掃全般を担うものとします。

#### 第4条（入居定員及び居室数）

入居定員は100名、居室数は85室とします。

#### 第5条（指定特定施設等のサービス内容）

指定特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は別添の「介護サービス等の一覧表」等に示します。

## 第6条（利用料及びその他の費用の額）

指定特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「要支援認定又は要介護認定に伴う確認書」に示します。

## 第7条（権利擁護）

利用者の人権尊重の理念のもとに、利用者の生活のことや財産管理は、利用者自らの意思で決定することを尊重します。ただし、事理判断能力が困難な利用者には、可能な限りの援助を行うものとします。

- 2 必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図るものとします。

## 第8条（苦情相談）

利用者及び家族等からの苦情に対しては、苦情解決責任者・苦情受付担当者を設け苦情処理にあたります。

- 2 利用者及び家族等から苦情があった場合には迅速かつ適切な対応をするものとします。
- 3 利用者及び家族等からの苦情に対して、市町村が行う調査に対し協力するとともに助言を受けた場合は努めて改善するものとします。
- 4 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応するものとします。

## 第9条（余暇活動）

管理者、生活相談員、介護支援専門員、及び介護職員は、利用者の読書、音楽その他の娯楽及び慰安設備の充実に努め、旅行などを適宜実施する等余暇の活用に努めていきます。

## 第10条（一時介護室及び介護居室に移る場合の条件及び手続）

利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約書第6条の規定に従うとともに以下に従って行います。

### ①一時介護室及び介護居室で介護等を行う場合

利用者が一時的に介護等が必要になったとき、一時介護室又は介護居室における介護がより適切であると判断した場合、必要に応じて医師の意見を聴き、利用者又は家族等の意思を確認のうえ、一時介護室又は介護居室にて介護させていただきます。

### ②居室の住み替えの場合

一般居室から一時介護室又は介護居室への住み替えが必要となった場合には、利用契約書第6条の規定に従い、必要に応じて医師の意見を聴く他、6か月の観察期間を設けたうえ、変更先の居室の概要、提供サービスの内容、権利の変更、費用負担の増減等について利用者に説明し利用者の同意を得て、住み替えていただくことがあります。なお、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとします。

### 第 1 1 条（施設の利用に当たっての留意事項）

施設の利用に当たっては、施設の管理規程の内「一般居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

### 第 1 2 条（緊急時等における対応）

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。

### 第 1 3 条（非常災害対策）

非常災害が発生した場合、施設は「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な措置を講じます。

- 2 非常時に備え、定期的に避難訓練等を行います。利用者の方も参加して実施します。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

### 第 1 4 条（事故発生時の対応）

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常のサービス提供行為で事業者の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

### 第 1 5 条（衛生管理等）

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（必要に応じてテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとします。）を概ね6か月に1回以上開催又は所属長会議において開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 幅広い職種により構成するため各課の責任者が委員になるものとします。
- (3) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備するものとします。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- (5) その他感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業者は、設備等及び飲用水に衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- 3 事業者は、医薬品及び医療機器の適切な管理を行うものとします。

#### 第16条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 高齢者虐待を受けた利用者の保護のための施策に協力するものとします。
  - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（必要に応じてテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催又は所属長会議において開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
  - (3) 幅広い職種により構成するため各課の責任者が委員になるものとします。
  - (4) 虐待の防止のための指針を整備するものとします。
  - (5) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとします。
  - (6) 前（2）から（5）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
  - (7) その他的高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとします。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

#### 第17条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項として、利用契約書において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従事者との雇用契約（誓約書）の内容とします。
- 4 この規程に定める事項の他に、指定特定施設等のサービスの提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
- 5 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

#### 付則

- この規程は、平成21年 2月25日より施行します。  
この規程は、平成21年 8月 1日より変更します。  
この規程は、平成23年 5月 1日より変更します。

この規程は、平成25年 8月 1日より変更します。

この規程は、平成30年 4月 1日より変更します。

この規程は、令和 3年10月 1日より変更します。

## 特定施設入居者および介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書

なお、特定施設は要介護度 1 から 5 が該当し、介護予防特定施設は要支援 1 および 2 が該当します。

サンリッチ伊東

## 特定施設入居者および介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書

●契約締結日：令和 年 月 日

●サービス提供施設(以下「ホームという」)

名 称： 有料老人ホーム サンリッチ伊東

所在地： 静岡県伊東市岡171-2

(指定特定施設入居者生活介護保険事業者番号及び指定介護予防特定施設入居者生活介護保険事業所番号:2270400563)

●特定施設入居者生活介護は要介護度1から要介護度5が該当します。介護予防特定施設入居者生活介護は要支援1および要支援2が該当します。

●契約当事者の表示

利用入居者： \_\_\_\_\_ (以下「入居者」という)

( 男 ・ 女 )

( 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日生まれ )

施設提供者： \_\_\_\_\_ 株式会社伊豆の里 代表取締役 福家英也 印(以下「事業者」という)

住所：静岡県伊東市岡171-2

●契約当事者以外の事項：(以下の者については、該当者がある場合に署名をしてください。)

契約立会人(1)： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

利用者との続柄：配偶者・身元引受人・家族(息子、娘、嫁、兄弟、叔父、叔母、甥、姪)  
生活支援員・その他(具体的に \_\_\_\_\_ )

契約立会人(2)： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話： \_\_\_\_\_

利用者との続柄：配偶者・身元引受人・家族(息子、娘、嫁、兄弟、叔父、叔母、甥、姪)  
生活支援員・その他(具体的に \_\_\_\_\_ )

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という)に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定特定施設入居者生活介護(以下、「指定特定施設等」という)の利用にあたり、下記のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

(契約の目的)

第1条 事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を利用する要支援者又は特定施設入居者生活介護を利用する要介護者(以下、「利用者」という)に対し、指定特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容(本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ)は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等一覧表』に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

第2条 本契約の有効契約期間の開始日は、入居日等の介護サービスの提供開始日になります。終了日は介護保険被保険者証の認定有効期限を記載するものとします。(後日記載することがあります。)

令和 年 月 日 (入居日等の介護サービスの提供日) ～

令和 年 月 日 (認定有効期限) とします。

ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続きにより、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(運営規程)

第3条 事業者は、指定特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程(以下「運営規程」という)を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 指定特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下、「特定施設等サービス計画」という)に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

ただし、当ホームは機能訓練加算の適用はありません。

(保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の指定特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項第一号、厚生省令第37号第182条第3項第一号及び当該省令の解釈通知である老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「要支援認定又は要介護認定に伴う確認」の書面に定めるものをいいます。

(介護予防又は介護の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス(以下、「介護等」という)を、原則としてホームにおける利用者の一般居室、介護居室において提供します。

2 事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供の場所をホーム内において変更することがあります。

3 前項の必要性の判断及び介護等の場所の変更にあたっては、事業者は必要に応じて医師の意見を聴くとともに、利用者の意思を確認します。

4 事業者は、第2項による変更後の場所における介護等が長期となり居室の住み替えが必要となった場合で、利用者の居室の権利や利用料に変更を伴う場合には、一定の観察期間を設けると同時に、住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変更、費用負担の増減について、利用者に説明し、利用者の同意を得ます。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体を実施する事業に協力するよう努めるものとします。

## 第二章 介護等の内容確認とその手続き

(要支援認定又は要介護認定に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要支援認定又は要介護認定に伴う確認書」を利用者に交付します。

- 一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
- 二 認定審査会の意見
- 三 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額への同意、及びその支払方法について法定代理受領とするか償還払いとするかの選択
- 二 本契約第5条に定める「保険給付対象外サービス」に関するサービス内容及び利用料金についての同意
- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。

2 前項の原案又は変更案は、利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

### 第三章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもりません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

### 第四章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要支援認定又は要介護認定に伴う確認」(第8条)及び「特定施設等サービス計画」(第9条)に基づき支払うものとします。

2 事業者は、利用者に対して、本契約により提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

第12条 介護保険法令等の変更に伴い、本契約第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得た上で、当該利用料金等を変更することがあります。この場合、事業者は、ホームの所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第14条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

2 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常の介護サービス提供行為で事業者の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

## 第五章 契約の終了

(契約の終了事由) 特定契約

第15条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
- 三 特定施設入居者生活介護の利用契約者が、自立又は要支援に認定変更された場合
- 四 利用者が指定特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 五 利用者の行動が、他の利用者又は職員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがある場合には、身元引受人（ご家族等）とより適切な対応を協議させていただきます。その協議した内容によっては契約が終了する場合があります。ただし、身元引受人（ご家族等）の同意を必要とするものとします。
- 六 第16条から第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合
- 七 上記何れの場合にも居室の明け渡しが契約の終了になるものとします。

2 前項第二号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、その後特定施設等入居者生活介護を利用することになった場合、本契約書は有効に継続するものとします。

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し又は支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3か月の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。

2 前項において、利用者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第8条第2項第一号に定める費用の支払いを遅延する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は6か月とします。

(入居者からの中途解約)

第17条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施された

サービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 第六章 苦情処理

(苦情処理)

第19条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

2 利用者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスに関して、公益社団法人全国有料老人ホーム協会に苦情を申し立てることができます。

3 利用者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

4 事業者は、前3項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

## 第七章 その他

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第21条 本契約に起因する紛争に関しては訴訟の必要が生じたときは、静岡地方裁判所沼津支部をもって、第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

なお、この契約書及びこの重要事項説明書並びに要介護認定等に伴う確認書の個人情報(契約と同時に提出していただく介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、障害者手帳及び減免に係わる資料の各写しを含む)は、施設の統計分析、日々の管理(各種サービス業務・請求業務・食事提供業務・サービス担当者会議やケアプランの作成を含む介護業務)、身元引受人を含む連絡業務を適切に遂行するために利用させていただきます。